

KG DANCE PARTY2025～出店募集要項～

1.開催日時

令和7年12月21日(日) 10:30～16:00 ※雨天中止（順延なし）

2.開催場所

千葉ポートパーク 〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目

3.主催者

STUDIOKG (千葉市美浜区稲毛海岸4-7-13大進ビル101)

4.出店条件・資格

申込者は、以下の条件をすべて満たしていることとする。

- 1.千葉県内一円の販売許可証を持っているキッチンカー事業者
- 2.法令等に違反して処分を受けたことのある方はお断りします。
- 3.過去に食品衛生法に基づく処分を受けたことのある方はお断りします。
- 4.提出書類を期限内に提出すること。（全ての
- 5.商標登録されたメニュー・団体名の許可なき使用、販売は禁止します。
- 6.本要項の内容に従えること。

※出店責任者又は従事者が次のいずれかに当てはまる場合は申込不可とする。

- ・暴力団員であるとき。
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ・暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ・全各号に掲げるもののほか、イベントの運営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

※遵守・協力できない場合、次回以降のイベントに出店できません。

5.取扱品目

取扱品目は、次に掲げるものの範囲とし、良品を低廉な価格で販売する。

※販売は食品・飲料に限ります。生物や食中毒の発生の恐れがあると思われるものは販売できません

※商標登録されたメニュー・団体名の許可なき使用、販売は禁止します。

■ 飲食物

①簡易な調理を行う飲食物

調理する食品はあらかじめ下処理をされたものを用い、提供直前に加熱処理をして提供できる飲食物であること。

※この場合、食品衛生関係法令等により、「千葉県内一円」の食品営業許可申請が必要となる。

※高圧ガス等を利用する場合には、使用又は取り扱うガスの種類や処理量、また取扱の内容などに応じて、資格免状を持った製造保安責任者等を選任し、作業することが法律（高圧ガス保安法、液化石油ガス法）で義務づけられている。これら責任者等資格取得者を必ず従事させること。

②現場での調理加工を行わない飲食物

食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、食品表示法を始めとした関係法令に基づく適切な表示がなされている飲食物であること。なお、弁当類（調理パンを含む）には早期飲食を促す等の取り扱いに関する注意事項を表示すること。

- ・弁当類（調理パンを含む）
- ・清涼飲料水等
- ・酒類

酒類の販売は酒類販売免許を税務署より交付された出店者に限る。

生ビールや耐ハイをサーバーで提供する場合は個別に食品営業許可が必要となる。

また、瓶や缶からコップに移して提供する場合も食品営業許可が必要となる。詳しくは保健所のHPを確認した上で相談すること。

保健所HP「食品営業許可申請の流れ【自動車を利用して行う営業、屋台・露店での営業】」

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryousei/hokenjo/shokuhin/car_shinki2017.html

ウ その他、保健所長が衛生上支障ないと認める品目

③その他、主催が認めるもの

6.出店小間サイズと出店料

（1）出店小間サイズと出店料

※お申し込み後のキャンセルはできません。キャンセルになる場合は出店料はお支払いいただきます

※主催判断で開催中止となった場合は出店料はいただきません。

※中止の際の補償はありません。

※いかなる理由があっても返金できません。

ブース種別	小間サイズ	販売の有無	出店料（税込）	募集小間数
キッチンカー	間口 6.0m 奥行3.0m	販売あり	35000円	16
小型キッチンカー	間口 3.5m 奥行1.5m	販売あり	28000円	6
フリーサイト (テントは出店者持込)	間口 3.0m 奥行3.0m	販売あり	20,000円	4

7.出店者の設備基準

出店にかかる設備等の基準は、次のとおりとする。

①食品関係

・食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置が講じられており、保管・陳列は、衛生的な設備で行い、かつ冷蔵保存が必要な食品には、冷蔵設備を設けること。調理・加工を行う場合は許可ごとに必要な手洗い設備等を備えること。

・早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

・廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、かつ常時清潔を保持していること。

②電力・水道及び火気の使用

電力・水道及び火気の使用を必要とする場合は、出店者負担とする。

火気を使用される場合は、出店申込フォームに入力の上、火気の種類も併せて入力すること。入力なく使用した場合は、火気の使用を中止させることがあるので注意すること。火気使用の場合、必ず消火器の準備をすること。また、水を使用する際には保健所からの指導を遵守すること。

③キッチンカー駐車の際の養生対策

駐車の際に芝生を傷めないようキッチンカー出店者は養生対策・準備をすること。

8. 駐車場と搬入・搬出の予定

(1) 関係者駐車場は1台用意できます。

※必要とする場合は車種や車両ナンバーを申込フォームに入力すること。

※出店者駐車場については後日決定の上、「会場通行証兼駐車証」を発行する。

※出店者駐車場は千葉ポートパーク駐車場を予定しているが、駐車場所は主催で割り振りを行う。

(2) 搬入・搬出(予定)

搬入 12月21日(日) 7:30~8:30

搬出 12月21日(日) 17:00~18:00

※上記以外の時間は決められた駐車場に駐車すること。

9. 出店監督者・責任者

(1) 主催者は、会場の円滑な運営を図るため、会場内に出店担当者を置く。

(2) 出店担当者は会場を巡回し、出店の管理運営について指導監督するものとする。

(3) 出店者は、当該従事者のうちから出店責任者を定め、主催へ報告し、当該出店場所に常駐させるものとする。変更が生じた場合には、速やかに実行委員会及び出店監督者へ報告すること。

(4) 出店責任者は、出店監督者の指示に従い、当該出店の管理運営について従事者等を指導監督し、販売等が適切に行われるよう努めなければならない。

(5) 食品を取り扱う出店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従事者の指導に努めなければならない。

10. 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 出店場所及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、店内で発生、及び店舗利用者が排出したゴミは持ち帰り、環境美化に努めること。

(2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を明示すること。

(3) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に行うこと。

(4) 従事者の服飾は清潔なものを着用すること。

(5) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。

(6) 出店者及びその従事者は、暴力団等反社会勢力に関与していないこと。

(7) その他関係法令などを遵守し、保健所、消防及び出店監督者の指示に従うこと。

11. 禁止事項

出店者及びその従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

(4) 会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。

(5) 危険物を販売すること。

(6) 許可された品目以外のものを販売すること。

(7) 拡声器及び音量器具類を使用すること。

(8) その他、運営に支障があるような行為をすること。

12. 管理運営

(1) 出店における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

(2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、施設管理者又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任において、その損害賠償の責任を負うものとする。

13.事故等発生時の対応

出店場所において事件、事故などが発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、出店責任者は直ちに出店担当者に報告するとともに、出店担当者は主催責任者及び関係機関に報告し、その指示に従い対応するものとする。

14.許可の取り消し

主催は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は実行委員会に対し損害の賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 出店者募集要項又は関係法令等に違反したとき。
- (2) 出店者が暴力団等反社会的勢力に関与していると認められたとき。
- (3) 当日に出店料の入金を確認できないとき。
- (4) 実行委員会との連絡が不通になったとき。
- (5) その他実行委員会が出店させることを不相当と認めたとき。

15.原状回復

出店者は開催終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、出店担当者の検査を受けなければならない。

16.損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

17.その他

この要項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、主催者が別に定める。

お問い合わせ先 STUDIOKG（合同会社 煌） 千葉県美浜区稲毛海岸4-7-13大進ビル101 TEL：043-379-0876 MAIL： kirameki1518@gmail.com お問い合わせ時間 平日10時～17時（メールは24時間受付）
